

物品売買仮契約書（案）

沖縄県知事 玉城康弘（以下「甲」という。）が次の物品を購入し、〇〇〇〇会社代表取締役 ※※※※（以下「乙」という。）がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により仮契約を締結する。

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定による議会の議決、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定による専決処分があった旨を契約の相手方に通知したときに本契約となるものとする。

品 名	規 格	数 量
油圧式オールテレーンクレーン	定格総荷重 9.5t×24mR 以上	2 台

（納入期限、納入場所、契約金及び契約保証金）

第 1 条 納入期限、納入場所、契約金及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 一 納入期限 令和 年 月 日
- 二 納入場所 南大東港（沖縄県南大東村）及び北大東港（沖縄県北大東村）
- 三 契約金額 円
（うち取引に係る消費税額 円）
- 四 契約保証金額 円

（総則）

第 2 条 甲及び乙は、油圧式オールテレーンクレーン（以下「物品」という。）の購入若しくは製造及び売却に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書（以下「仕様書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 この契約に関し、仕様書に特別の定めがある場合を除き、物品を完成するために必要な一切の手段については、乙がその責任において定めるものとする。

3 この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類は、甲の指定するものを除き、第 8 条に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）を経由するものとする。

4 前項の書類は監督職員に提出された日に甲に提出されたものとする。

5 甲及び乙は、この契約に関し、日本語、日本円、国際単位系に係る SI 単位を使用しなければならない。

（工程表等製造及び検査に係る書類の提出）

第 3 条 乙は、本契約締結後 14 日以内に仕様書に基づく概略製造工程表を提出するとともに、物品の製造及び検査等に関する詳細な打合せを行う。その協議結果に基づき、

14 日以内に詳細製造工程表及び打合せ議事録を、60 日以内に固定式一体型上下架施設製造諸元表、設計概要及び製造仕様書、詳細設計図面、付属品及び予備品等明細書、強度検討書及び各種計算書を作成して甲に提出するものとする。

2 乙は、検査の 30 日前までに仕様書に基づく詳細な検査等要領書を作成して甲に提出するものとする。

3 乙は、前項までの書類以外で甲より提出を求められた書類については、指示された期日までに提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 4 条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめ若しくは担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第 5 条 乙は、製造の全部、又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせる ときは、甲に対し、書面により通知しなければならない。

（下請負人の通知）

第 6 条 乙は、甲から、下請負人につきその名称その他甲が必要とする事項の通知を求められたときは、書面にて通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第 7 条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている製造方法を使用するとき は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（監督職員）

第 8 条 甲は、自己に代わって監督し又は指示する監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての乙又は乙の職務代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 仕様書に基づく製造のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾
- 三 仕様書に基づく製造工程の管理、試験立会又は使用材料の試験若しくは確認

3 前項の規定に基づく監督職員の指示は書面及び口頭のいずれかにより、承諾は、原則として書面によりこれを行う。ただし、軽微な承諾については、口頭で行うことができる。

（職務代理人）

第9条 乙は、職務代理人を定め、書面によりその氏名を仮契約から14日以内に甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様に通知しなければならない。

2 職務代理人は、この契約の履行に関し、その運営を行うほか、この契約書に基づく乙の権限（工期の変更、契約金額の請求及び受領、次条第1項および第2項に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 乙は、前項の規定に関わらず、自己の有する権限の内これを職務代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により通知しなければならない。

（製造関係者に関する措置請求）

第10条 甲又は監督職員は、職務代理人がその職務の執行につき著しく不適當を認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により甲又は監督職員に通知しなければならない。

3 甲又は監督職員は、乙が製造するために使用している下請負人、労働者等で製造の施工又は管理につき著しく不適當と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により甲又は監督職員に通知しなければならない。

（仕様書不適合の場合の改造義務）

第11条 乙は、物品が仕様書に適合しない場合において、甲が、仕様書に適合するよう物品の改造を請求したときは、これに従わなければならない。

（条件変更等）

第12条 乙は、製造にあたり、次の各号に該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を監督職員に通知し、その確認を求めなければならない。

- 一 仕様書の表示が明確でないとき。
- 二 仕様書に明示されていない製造の条件について予期することができない特別の状態が生じたとき。

2 監督職員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を書面により乙に通知しなければならない。

3 第1項の事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、製造内容の変更又は仕様書の訂正を行わなければならない。

- 一 第1項第1号に該当し仕様書を訂正する必要がある場合には甲が行う。
- 二 第1項第2号に該当し製造の内容を変更する場合には甲乙が協議して行う。

4 前項の規定により製造内容の変更または仕様書の訂正がなされた場合において、必要が認められるときは、甲乙協議して工期を変更しなければならない。

（製造の内容変更、中止等）

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して書面による通知により製造内容を変更し又は製造内容の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。

（乙の請求による工期の延長）

第14条 乙は、天災地変その他やむを得ないの事由等の正当な理由により工期内に物品を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由をあきらかにした書面により工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。

（甲の請求による工期の短縮）

第15条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して書面により工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。

（一般的損害）

第16条 物品の引き渡し前に、物品または使用材料について生じた損害その他製造の施工に関して生じた損害は乙の負担とする。

（第三者に及ぼした損害）

第17条 製造の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(検査及び引き渡し)

第18条 乙は、物品が完成したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、乙の立会のうえ製造の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、甲は当該検査の結果を書面により乙に通知することができる。

3 検査は必要に応じて行い、検査の場所及び日時については、甲乙協議して決定する。検査に必要な費用については、乙の負担とする。

4 乙は、検査に立ち会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 乙は、物品が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して再度甲の検査を受けなければならない。

6 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、納入と同時に納品書を提出しなければならない。

(契約金の支払)

第19条 乙は、前条の検査に合格し、物品を納入した後に、甲に対し、適法な支払請求書をもって契約金額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

(瑕疵担保)

第20条 物品に瑕疵（隠れた瑕疵を含む。）があるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え代品（物品と同程度の性能を有する物。）を請求し、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、物品の引き渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求のできる期間は10年とする。

3 乙が、瑕疵の修補又は代品の請求に応じないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責を負わないものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第21条 甲は、乙が納入期限までに物品を納入し終らないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し沖縄県財務規則(昭和47年5月15日規則第12号)第109条第1項で定める率の違約金を徴収する。ただし、天災、

地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

2 前項の違約金は、契約代金支払のときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

3 乙は、天変地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をすることができる。

4 前項の願い出は、納入期限までにしなければならない。

（甲の解除権）

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき事由により工期内又は工期経過後相当の期間内に物品が完成する見込がないと明らかに認められるとき。
- 二 正当な理由がないのに、製造に着手すべき時期を過ぎても製造に着手しないとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 四 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 五 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 七 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 八 前7号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に対し損害賠償の責を負わない。

3 甲は、物品が完成しない間は、第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

4 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に対し損害賠償の責を負う。

（乙の解除権）

第 23 条 乙は、甲と協議し、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。また、乙の損害について、甲に対し請求することはできない。

（賠償金等の徴収）

第 24 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

（秘密の保持）

第 25 条 乙は、この契約を遂行するにあたり知り得た甲の秘密を他に漏らしてはならない。

（補足）

第 26 条 この契約書及び仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

第 27 条 乙は、この契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、乙の負担により提供しなければならない。

第 28 条 この契約の履行について生ずる一切の費用及び損害は、特別の定めがある場合を除き乙が負担するものとする。

第 29 条 乙はこの契約条項のほか、財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を守るものとし、もし、疑義が生じたときは甲乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し双方記名押印して各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙